

食品表示法(品質事項)

～(4)新たな遺伝子組換え表示制度について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(品質事項)の(4)新たな遺伝子組換え表示制度について説明します。
2023年4月1日から任意表示の制度が変わります。
スタートまで2年を切っていますので、事業者の皆様は、御準備をお願いします。

遺伝子組換え食品とは

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。

遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。

**任意表示は、2023年4月1日から
新しい制度となります。**

まず、遺伝子組換え食品について、説明します。

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。

遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。

任意表示は、2023年4月1日から新しい制度となります。

義務表示の対象

義務表示の対象は、安全性審査を経て流通が認められた8農産物（じゃがいも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ、パパイヤ）及びそれを原材料とした33加工食品群です。（R3.現在）

詳しくは食品表示基準別表第17を参照してください。



5/10/20 2

まず、義務表示の説明をします。

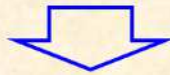
令和3年現在の義務表示の対象は、安全性審査を経て流通が認められた8農産物（じゃがいも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ、パパイヤ）及びそれを原材料とした33加工食品群です。

詳しくは食品表示基準別表第17を参照してください。

義務表示の方法①

分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え)」 等

義務表示の方法を説明する前に、分別生産流通管理(IPハンドリング)について、説明します。

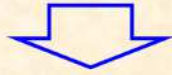
分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

義務表示の方法ですが、分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合は、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示します。表示例は、「大豆(遺伝子組換え)」 等となります。

義務表示の方法②

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを原材料とした場合

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例>「大豆(遺伝子組換え不分別)」 等

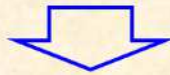
次に、分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを原材料とした場合や
分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合は、
遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示します。
表示例は、「大豆(遺伝子組換え不分別)」 等となります。

任意表示の制度①

遺伝子組換えに関する任意表示制度が、情報が正確に伝わるように改正され、改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されます。

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等の表示が可能

次に、遺伝子組換えに関する任意表示制度について説明します。

遺伝子組換えに関する任意表示制度が、情報が正確に伝わるように改正され、改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されます。

まず、現行制度の説明をします。

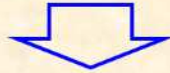
分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合は、

「遺伝子組換えでないものを分別」「遺伝子組換えでない」等の表示が可能です。

任意表示の制度②

新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

＜表示例＞「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため、分別生産流通管理を行っています」、「大豆(分別生産流通管理済み)」 等

次に、新制度の説明します。

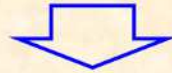
分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合は、適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能です。

表示例は、「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため、分別生産流通管理を行っています」、「大豆(分別生産流通管理済み)」 等となります。

任意表示の制度③

新制度

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



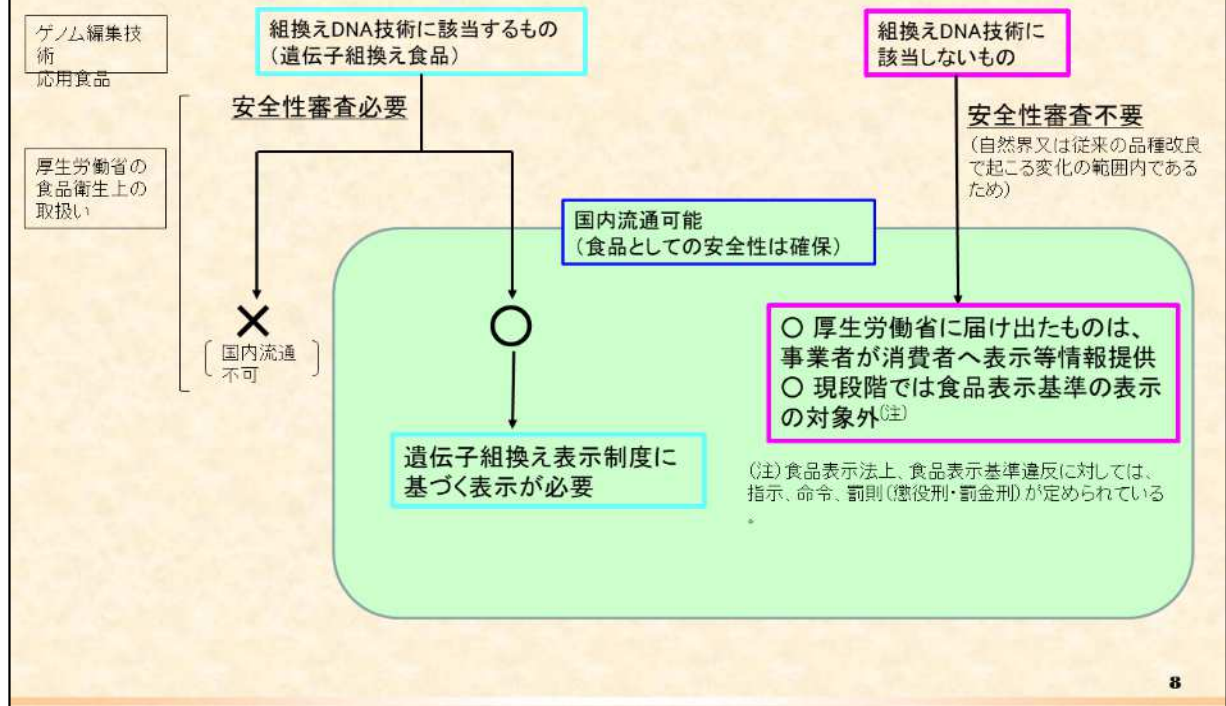
「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能

大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。ただし、それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

新制度で

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合は、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能です。大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。ただし、それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

ゲノム編集技術応用食品の表示について



ゲノム編集技術応用食品の表示について説明します。

「ゲノム編集技術とは特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いてその塩基配列上の特定の部位を改変する技術」をいい、「①ゲノム編集技術によって得られた生物の全部若しくは一部」、「②当該生物の全部若しくは一部を含む物」、「③ゲノム編集技術によって得られた微生物を利用して製造された物又は当該物を含む物」のいずれかに該当する物が「ゲノム編集技術応用食品」です。

ゲノム編集技術応用食品のうち、組換えDNA技術に該当するものは、食品表示基準に基づく遺伝子組換え表示制度の対象となります。

「ゲノム編集技術応用食品の中で、外来遺伝子及びその一部が残存しないことに加えて、人工制限酵素の切断箇所の修復に伴い塩基の欠失、置換、自然界で起こり得るような遺伝子の欠失、さらに結果として1～数塩基の変異が挿入される結果となるもの」は、食品衛生法上の組換えDNA技術に該当しない技術を用いたものとされています。これは、「それらの変異は自然界で起こる、切断箇所の修復で起こる変化の範囲内」のものであるためです。食品表示基準上も、組換えDNA技術を利用していないものは遺伝子組換え食品に該当しませんので、表示制度の対象外となります。

遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に関連する表示について、適切に情報提供がなされる場合には、食品関連事業者がゲノム編集技術応用食品に関する表示を行うことは可能です。

「ゲノム編集技術応用食品でない」旨を表示することについては、特に禁止されるものではありませんが、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要となります。

新たな任意表示に関するQ&A

問1

改正後の食品表示基準が施行されたら、それまでに製造した在庫は処分しなければならないのでしょうか。

答1

改正後の食品表示基準の施行前に現行制度に基づいた表示をした食品(例えば、倉庫にある商品在庫)については、施行後も販売することができます。

ただし、施行後に古い「遺伝子組換えでない」の表示(=意図せざる混入が5%まで許容)が流通することは消費者の正しい選択を誤らせるおそれがありますので、事業者はできる限り施行前までに改正後の食品表示基準に即した表示の切り替えをお願いします。

次に、消費者庁のリーフレットに掲載されているQ&Aを紹介します。

問1

改正後の食品表示基準が施行されたら、それまでに製造した在庫は処分しなければならないのでしょうか。

答1

改正後の食品表示基準の施行前に現行制度に基づいた表示をした食品(例えば、倉庫にある商品在庫)については、施行後も販売することができます。

ただし、施行後に古い「遺伝子組換えでない」の表示(=意図せざる混入が5%まで許容)が流通することは消費者の正しい選択を誤らせるおそれがありますので、事業者はできる限り施行前までに改正後の食品表示基準に即した表示の切り替えをお願いします。

新たな任意表示に関するQ&A

問2

改正後の食品表示基準の施行前に作った包材を引き続き使うことはできますか。

答2

改正後の食品表示基準の施行後に使用する容器包装には、改正後の食品表示基準に即した表示をする必要があります。

例えば、適切に分別生産流通管理を行っているが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がないことまでは担保できない農産物を使用する場合は、適切に分別生産流通管理された旨の表示をしてください。

問2

改正後の食品表示基準の施行前に作った包材を引き続き使うことはできますか。

答2

改正後の食品表示基準の施行後に使用する容器包装には、改正後の食品表示基準に即した表示をする必要があります。

例えば、適切に分別生産流通管理を行っているが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がないことまでは担保できない農産物を使用する場合は、適切に分別生産流通管理された旨の表示をしてください。

遺伝子組換え食品に関する情報

消費者庁「遺伝子組換え食品」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/

厚生労働省「遺伝子組換え食品」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bio/identshi/index.html

農林水産省「生物多様性と遺伝子組換え」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/seibutsu_tayousei.html

最後に、遺伝子組換え食品の情報が掲載されているホームページを紹介します。消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のホームページのアドレスは、このとおりですので、最新情報を御確認ください。

消費者庁「遺伝子組換え食品」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/

厚生労働省「遺伝子組換え食品」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bio/identshi/index.html

農林水産省「生物多様性と遺伝子組換え」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/seibutsu_tayousei.html